

専修大学インターネットドメイン（S I D）運用細則

（平成10年6月12日制定）

改正 平成11年 5月14日 平成12年 4月 1日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、専修大学情報科学センター規程第16条第2項に基づき、学内ネットワークからインターネットを利用する場合の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

（ドメイン名）

第2条 ドメイン名は「senshu-u.ac.jp」とする。

（管理・運用）

第3条 専修大学インターネットドメイン（以下「^{エスアイディ}S I D」という。）の管理・運用に関する事項は、情報科学センター（以下「センター」という。）が定める。

（利用資格）

第4条 学内ネットワークを経由してインターネットを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 専修大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他情報科学センター長（以下「センター長」という。）が認めたる者

（利用目的）

第5条 S I Dの利用は、原則として学術研究及び教育を目的とするものに限る。

ただし、大学の管理・運営に資するための利用については認めるものとする。

（経費）

第6条 ネットワークの利用にかかわる料金は徴収しないが接続先での利用にかかわる経費（接続料、データベース検索料、計算機使用料等）及び機器の接続にかかわる経費は、利用者の負担とする。

（遵守事項）

第7条 S I Dの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) プライバシー、著作権等の法令に定める権利を侵害する行為
- (2) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- (3) 他人を詐称する行為
- (4) 営利を目的とした行為
- (5) その他法令又は社会慣行に反する行為

（利用の停止又は禁止）

第8条 利用者が、この細則に違反した場合は、センターはその利用を停止又は禁止することができる。

(センターの免責)

第9条 センターが運用するSID管理システム並びにその運営に起因して生じる全ての障害及び損害に関してセンターは責任を負わない。

第2章 自主管理ドメイン

(申請)

第10条 SID内において独自にドメインを設置し、自主的に管理・運用しようとする者は、センターに申請し、許可を得なければならない。

(ドメインの設置者)

第11条 独自にドメインを設置できる者(以下「設置者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教育・研究機関
- (2) 本学の管理・運営機関
- (3) 学術研究及び教育の目的を遂行する手段として独自ドメインの設置を必要とする専任教員
- (4) センターが特に認めた者及び機関

(申請事項)

第12条 自主管理ドメイン設置申請の際には、以下の事項を明示しなければならない。

- (1) 設置者が代表する個所又は団体の名称
- (2) ドメイン利用者の加入条件及び予定される加入者数
- (3) ドメインの利用目的

(サーバの設定)

第13条 設置者は、ドメインの立ち上げのために、ネットワーク接続用のサーバを用意し、必要な設定を行わなければならない。

(ドメイン名)

第14条 ドメイン名は、センターが定める。

(ドメイン運用上の責任)

第15条 設置者は、次に掲げるドメインの管理・運用に関する事項について責任を負う。

- (1) ドメイン内のセキュリティ管理
- (2) ドメイン内のユーザ教育
- (3) ドメイン内のシステム管理者養成
- (4) ドメイン内のメール配送の設定
- (5) ドメイン内での障害対応
- (6) ドメインのテーブルの更新
- (7) その他ドメインの運用・管理に関するすべての事項

(センターの免責)

第16条 ドメイン運用が原因となって生じるすべての障害、損害、学内外のセキュリティ上の問題等に関する責任はすべて設置者にあり、センターはその責任を負わない。

(ドメインの設置期間)

第17条 ドメインの設置は、当該年度に限り認める。ただし、申請により年度を超えて設置することができる。

(設置許可の取消し)

第18条 第15条の管理・運用に関する事項の全うが著しく損なわれ管理不能の状態が生じたり、目的外利用等ドメインの運用が適正に行われていないと認められるときは、センターはドメイン設置の許可を取り消すことができる。

第3章 補則

(ホームページの管理・運用)

第19条 ホームページの管理・運用に関し必要な事項は、専修大学ホームページ管理・運用規程で定めるところによる。

(改廃)

第20条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は平成10年6月12日から施行する。

附 則

この細則は平成11年5月14日から施行する。

附 則

この細則は平成12年4月1日から施行する。